

# 電子保証の導入について

都城市総務部契約課

建設工事及び建設コンサルタント等契約に係る契約保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、西日本建設業保証(株)を利用する場合、電磁的記録により発行された保証証書（電子証書）の受け付けを、令和5年11月から開始します。

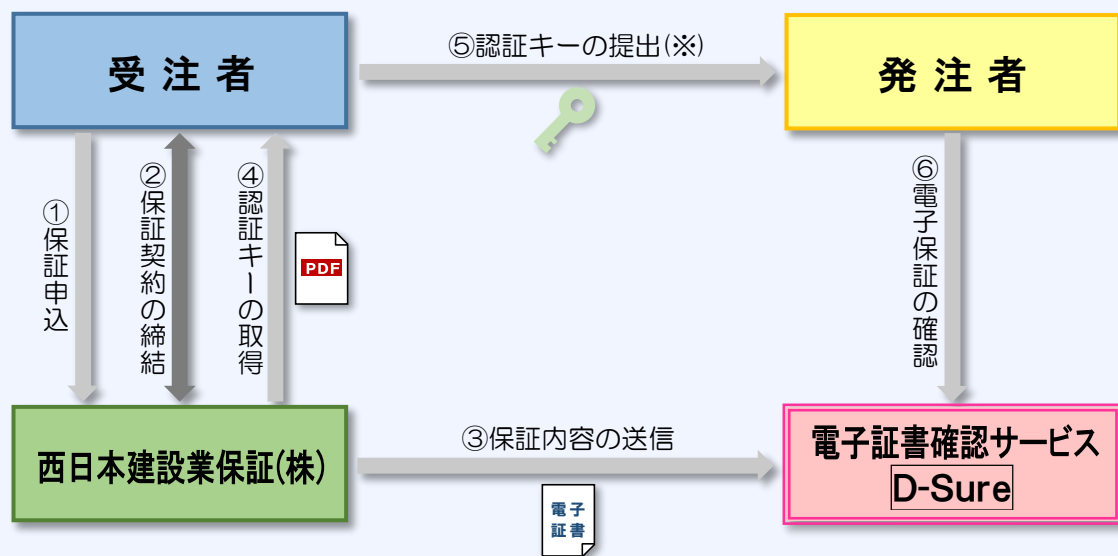
電子証書の申し込み方法等につきましては、西日本建設業保証(株)にお問い合わせください。

## 1 電子証書の提出が可能な契約

令和5年11月1日以降に、契約課において締結する建設工事及び建設コンサルタント等の契約から提出が可能となります。

※ 引き続き、紙の保証証書の提出も可能です。

## 2 西日本建設業保証(株)の電子保証の仕組み



※ 「⑤認証キーの提出」の方法

(1) 提出いただくもの

西日本建設業保証(株)が提供する電子保証サービス「e-Net保証」で取得できる **電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ**（PDFデータ）を印刷したもの

(2) 提出先

契約保証は契約課へ、前払金保証は担当課へ提出をお願いします。

## 3 その他

契約保証のうち、現金納付、保険会社の履行保証保険、金融機関の保証につきましては、従来どおりの取り扱いとなります。